

## 不動産の貸付等に係る薬物の製造等防止に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、滋賀県警察（以下「乙」という。）、公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会（以下「丙」という。）および公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部（以下「丁」という。）は、不動産の貸付に係る契約等に関し密接な連携と協力を行うことにより一層の薬物濫用防止を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、薬物が濫用され社会に深刻な被害が生じている状況を踏まえ、甲、乙、丙および丁が密接な連携と協力を行うことにより、薬物の濫用を防止するための具体的な方策を推進するため必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- (1) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)第1条に規定する大麻
- (2) 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第2条第1項に規定する覚醒剤および同条第5項に規定する覚醒剤原料
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物および同条第6号に規定する向精神薬
- (4) あへん法(昭和29年法律第71号)第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへんおよび同条第3号に規定するけしから
- (5) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第32条の2に規定するトルエンならびに酢酸エチル、トルエンまたはメタノールを含有するシンナー(塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。)、接着剤、塗料および閉塞用またはシーリング用の充填料
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第2条第15項に規定する指定薬物
- (7) 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮もしくは抑制または幻覚の作用(当該作用の維持または強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物

### （甲および乙の役割）

第3条 甲および乙は、丙および丁に対して、丙および丁の用意する建物賃貸借契約書の禁止事項に「本物件を薬物の製造、栽培、販売、授与または販売もしくは授与の目的での所持のために使用すること(薬物を適法に製造し、栽培し、販売し、授与し、または販売もしくは授与の目的で所持する場合を除く。)」を加えるよう協力を要請するものとする。

2 甲および乙は、丙および丁の会員（以下「会員」という。）が建物の賃貸借契約を仲介し、もしくは賃貸

している建物の用途または薬物に関する情報について、丙および丁から相談があった場合は、個人情報および事業活動情報に配慮しつつ、必要な情報を提供しなければならない。

#### (丙および丁の役割)

第4条 丙および丁は、会員が建物の賃貸借契約を仲介するにあたって、次の事項について、会員への周知に努めるものとする。

##### (1) 新規契約前の確認

会員は、建物の貸主に対して、予め建物の用途について確認し、この用途が薬物の製造、栽培、販売、授与または販売もしくは授与の目的での所持（薬物を適法に製造し、栽培し、販売し、授与し、または販売もしくは授与の目的での所持を除く。）（以下「薬物の製造等」という。）のためである場合は契約を結ばないように要請することに努めること。

##### (2) 新規契約時の措置

会員は、建物の貸主に対して、丙および丁の用意する建物賃貸借契約書を使用し、建物の契約後に、建物の用途が薬物の製造等であると判明した場合は、契約を解除するよう要請することに努めること。

##### (3) 更新契約時の措置

会員は、建物の貸主に対して、建物の賃貸借契約の更新時には、建物賃貸借契約書の禁止事項に「本物件を薬物の製造、栽培、販売、授与または販売もしくは授与の目的での所持のために使用すること（薬物を適法に製造し、栽培し、販売し、授与し、または販売もしくは授与の目的で所持する場合を除く。）」を加え、貸主および借主双方の合意のもと、建物の契約後に、本物件を薬物の製造等のために使用していることが判明した場合は、契約を解除するよう要請することに努めること。

2 丙および丁は、会員自ら建物の貸主となる場合は、前項第1号から第3号までの規定を準用し、会員に周知するよう努めるものとする。この場合において、「会員は、建物の貸主に対して」とあるのは「会員は」と、「要請することに努めること」とあるのは「努めること」と読み替えるものとする。

3 丙および丁は、甲および乙が実施する薬物濫用防止のための啓発事業に協力するよう努めるものとする。

#### (相互連携)

第5条 甲、乙、丙および丁は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、定期的な情報交換を行い相互連携の強化に努めるものとする。

#### (協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲、乙、丙および丁が協議して定めるものとする。

#### (有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙、丙または丁から書面による終了の意

思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙および丁が署名の上、それぞれ1通を保管する。

平成27年5月21日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事

---

乙 滋賀県大津市打出浜1番10号  
滋賀県警察本部長

---

丙 滋賀県大津市京町三丁目1番3号  
公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会会長

---

丁 滋賀県大津市梅林一丁目3番25号 第一森田ビル8階  
公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部長

---